（別記様式第１号）

計画作成年度	平成23年度
	平成26年度
	平成29年度
	令和2年度
	令和5年度
計　画　主　体	津南町

津南町鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞

担当部署名　農林振興課　農林班

所在地　津南町大字下船渡戊５８５番地

電話番号　025-765-3115

ＦＡＸ番号　025-765-4625

メールアドレス　norin@town.tsunan.niigata.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、カラス、ニホンジカ 小動物（タヌキ、アナグマ等）
対象作物	スイートコーン、デントコーン、すいか、キャベツ等蔬菜類、水稲、花き類、ほか農林産物全般
計画期間	令和５年度～令和７年度
対象地域	新潟県中魚沼郡津南町全域

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１） 被害の現状（令和４年度）※小動物のまとまった被害は現時点でなし

ア　農作物被害の概要

鳥獣の種類	被害の現状（令和４年度）		
	品　目	被害面積(a)	被害金額(千円)
ツキノワグマ	野菜(スイートコーン)	3	20
	小　計	3	20
ニホンザル	野菜類（見込額）	2	18
	小　計	2	18
イノシシ	水稲（踏み倒し他）	4	70
	小　計	4	70
カラス	野菜(キャベツ)	2	15
	小　計	2	15
ニホンジカ	野菜類	10	100
	小計	10	100
	合　計	21	223

※被害面積は農家、住民等への聞き取り調査による。（イノシシは従来NOSAI調べによるが、今年度より他獣種と同様となり、過去との直接比較はできない）

※被害額は、販売されているものは津南町農林水産統計等から算出し、客観的な数値で算出できないものは聞取による見込み額とした。

イ　人身被害の件数

指標	被害件数		
	令和２年度	令和３年度	令和４年度
ツキノワグマ	0件	0件	0件
ニホンザル	0件	0件	0件
イノシシ	0件	0件	0件
カラス	0件	0件	0件
ニホンジカ	0件	0件	0件
合　計	0件	0件	0件

（２）被害の傾向

津南町は新潟県中越地方の中山間地域に位置する国内有数の豪雪地帯である。農林家の高齢化や集落の過疎化等による耕作放棄地の拡大と、地域住民の除間伐材利用が減少したことによる森林整備が行きとどかない山林の増加等に伴い、人里近くにも鳥獣が出没し、農作物等への被害が出ている。

津南町では、年間で３０～４０件のクマ目撃情報があり、新潟県内でもクマの出没が多い地域となっている。（R4:37件）津南町の鳥獣被害の中でも、夏から秋にかけてのクマによるスイートコーン、デントコーン被害が大きな割合を占めている。また、スイカへの食害も見られるようになり被害額を増加させる要因の一つとなっている。平成23年度より「鳥獣被害総合対策交付金事業」の活用による電気柵設置の実施によって被害額は減少傾向ではあるが、大量出没が起こると被害が増加する。また、電気柵の耐用年数が８年といわれている中、平成23年度より導入した電気柵については耐用年数を既に超過しているため、性能の低下が心配される。電気柵を普及させたことにより、販売用野菜の被害は減少傾向となったが、民家周辺の畑に出没する等、自家消費野菜の被害は変わらず一定数報告がある。津南町では、平成30年度より自家消費野菜を栽培している農家に対して電気柵の補助を町単独事業で実施しているが、近年では集落内への出没が増加し、電気柵を導入していない自家消費野菜栽培畑での被害が増加している。

志久見川沿いの上郷地域及び山間集落である結束地域においては、ニホンザルによる自家栽培野菜の被害が年々拡大している。人への慣れが進んでいるうえ、集落によっては全滅するほどの被害を受ける畑もあり、被害の深刻化が進んでいる。平成27年度に「鳥獣被害総合対策交付金」の活用により電気柵の実証を行い、一定の効果は表れたため、町単独事業での導入促進など今後の普及や整備が課題である。また、近年町内におけるニホンザルの群れ数を把握できていないため、現状把握が課題である。

イノシシは主に近年になって目撃が増え、中津川沿いの結束～大赤沢集落、上郷地区・三箇地区でも目撃・情報が上がっている。山間部での水田の踏み倒し、あぜの掘り返しなどの被害が見られた。高齢化の進む山間部ではイノシシ被害の復旧が困難になっているとともに、他県・他地区からの多量の流入が今後予想され問題となっている。また、平成29年度には、冬に散歩中の高齢者がイノシシに襲われる被害を受けている。猟期の捕獲数が増えており、山間部で生息数を増やしている可能性があり大規模圃場や町中心部へ生息範囲を広げる前に個体数の調整をしていく必要がある。

ニホンジカは、近年、出没情報や農作物被害報告が増えている。ニホンジカは繁殖すると農産物被害や山林被害が深刻になることは他県の被害状況でわかっている。主な出没先は大赤沢～見玉集落間や百ノ木集落等、他県・他地区に近い集落である。ニホンジカは移動能力が高いため他県からの多量の流入が予想される。今後はニホンジカによる被害を未然に防止する取り組みが必要になる。

また、小動物（タヌキ、アナグマほか）は現在家庭菜園を荒らす程度だが、ニホンジカ同様注視する。

カラスは沖ノ原台地を中心に、被害報告が増えている。被害内容としては、定植前の苗や出芽したての芽、結実後の実への被害が大きい。苗の再定植、出芽不良や結実後の実への被害による実割れや落下により収量の減少等の被害額に表れにくい被害が増加している。実施隊による駆除や追い払い、農業者の追い払い機材の導入によって対応してはいるが、羽数が非常に多く、これまでの対策だけでは対応しきれなかった他、令和４年度にカラス檻設置による捕獲を試みたが、エサの問題や立地の問題が不十分だったため失敗に終わった。今後は専門家の知見に基づき適切な羽数管理を推進する。

（３）被害の軽減目標

農作物被害の発生抑制目標

指標	被害面積　(a)		被害金額　(千円)	
	令和４年度	令和７年度	令和４年度	令和７年度
ツキノワグマ	3	2.27	20	14
ニホンザル	2	1.2	18	13
イノシシ	4	2.8	70	49
カラス	2	1.4	15	10
ニホンジカ	10	7	100	70
合　計	21	14.67	223	156

※令和４年度実績の30%軽減を原則目標とする。

人身被害の発生抑制目標

指標	被害件数（件）	
	令和４年度	令和７年度
ツキノワグマ	0	0
ニホンザル	0	0
イノシシ	0	0
カラス	0	0
ニホンジカ	0	0
合　計	0	0

（4）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・猟友会による捕獲の実施 ・町単独事業によるクマ捕獲檻の設置費用の補助 ・捕獲報償金（町単事業）の支払 （ニホンザル　20,000円/頭） （**イノシシ、ニホンジカ　10,000円/頭**） ・鳥獣被害対策実施隊による取組	・実施隊の構成員である猟友会員の高齢化に伴い、サルの誤捕獲（加害を生じない個体や捕ると群れが分裂し捕獲困難となるオトナメス）やイノシシ・シカの生息域拡大が課題となっており、捕獲体制の縮小を回避するため、新たな担い手確保に向けた取組が必要。
防護柵の設置等に関する取組	・農家個人による電気柵の設置 ・自家消費野菜も対象にした電気柵の補助の導入	・電気柵を設置していても下草による漏電や経年劣化など、機能を適切に維持することが課題となっている。 ・圃場の区画が広く、個人だけでは維持管理しきれない課題がある。 ・未設置ほ場（主に自家消費分）へ被害が拡大している。 ・管理不十分による被害防止効果の減衰。 ・電気柵の適切な維持管理・更新に加え、組織的な管理体制を構築する必要がある。
生息環境管理その他関する取組	・放置果樹の撤去や森林整備としての下草・除間伐の実施 ・集落単位での追い払い ・サル加害群調査 ・住民向け研修会	・電気柵による被害防止計効果を高めるため、周辺の林縁部における藪刈り払いなど、生息環境管理の取組について、地域住民への啓発活動を行う必要がある。

（５）今後の取組方針

被害防除、有害鳥獣捕獲、生息域調査の３点から有効な対策を計画し、以下の取組を推進するものとする。

【ハード面】

（１）電気柵の設置と、電気柵設置に係る事前勉強会の開催

クマ被害を抑止するための電気柵の設置について、一定の成果が上がっており、スイートコーン、デントコーン栽培農家が高い意欲を見せていることから、被害防止対策の一環として被害が目立つ圃場、地域への電気柵の設置を積極的に推進していく。電気柵を設置する前にメーカーによる講習会を行い、電気柵の維持管理に農家が自主的に取り組めるようにしていく。また、イノシシによる水稲被害や、ニホンザルによる被害においても電気柵の導入が有効と考えられることから、農業者への普及啓発を継続して進めていく。

【ソフト面】

（２）安全で効果的、かつ使いやすいわなの導入による有害鳥獣捕獲

今後の取り組みにおいては有害鳥獣に対する被害の状況に応じた機動的な取り組みも重要となることから、熟練していない者でも扱いやすく安全なわなを導入し、効率的な捕獲を推進していく。

また、カラスは関係団体と連携して対策を講じ、農作物被害減少と羽数の削減を図る。

（３）狩猟免許新規取得者へ経費の助成（町単独事業＋県補助）

猟友会員の減少、高齢化が進んでいることから、狩猟免許の新規取得者を増加させ猟友会の活性化を図るとともに、今後の有害鳥獣被害対策の担い手を支援していく。

（４）有識者による住民に対する学習会の開催

（５）有害鳥獣を寄せ付けない取組

（６）捕獲の際の事故防止

有害鳥獣捕獲の際の事故発生防止のため、捕獲作業時は手順の確認を徹底するなど、安全意識の啓発を行っていく。

（７）狩猟免許保持者の資質向上

一般社団法人新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井で整備を進める「新潟ライフル射撃場（仮称）」において、大型獣の捕獲に有効な大口径ライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。

（８）カモシカ、ニホンジカ、小動物（タヌキ、アナグマ等）の潜在的脅威の注視

今後、経済的な被害が表面化する前に対処できるよう、専門家の意見を基に生息状況、被害状況等の情報収集、発信に努める。

（９）ニホンザル群の把握

周辺市町等と情報交換し、町内外で活動しているサル群の状況把握に努める。また、低コストでできる群把握の技術について情報収集に努める。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

関係機関	役割
津南町鳥獣被害対策実施隊	町長から委嘱を受けた町職員や関係機関の職員、猟友会員を中心に、有害鳥獣捕獲等の被害対策について取り組む。
津南町鳥獣被害対策協議会	津南町農業協同組合が事務局となり、酪農組合、町内集出荷業者、津南町猟友会、行政から組織されている。
津南町猟友会	農家や住民からの捕獲依頼に基づき、各地域の猟友会員と連携して有害鳥獣の捕獲を行っている。 捕獲の際には従事者の安全性に十分配慮し、作業に係る事故を無くすよう努めることとする。
津南町役場	有害鳥獣捕獲実施計画書の起案など、捕獲を行う際に必要な事務を担当する。 その他、適宜関係団体への情報提供を行うこととする。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
５年度	ツキノワグマ ニホンザル イノシシ カラス ニホンジカ	・わな、銃器等による捕獲を行う。 ・それぞれの鳥獣に対して効果的なわなを導入し、捕獲効率の向上を目指すものとする。
６年度	同上	同上
７年度	同上	同上

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
・令和４年度は例年よりツキノワグマが少ない年となり、津南町でのツキノワグマの出没件数は少なかった。令和４年度の捕獲数については、例年よりも少ない１０頭であった。ツキノワグマの捕獲については「新潟県ツキノワグマ管理計画」に基づき、農作物被害が発生した場合や、農業従事者や町民に危険が及ぶおそれがある場合に限り緊急的な捕獲を行うこととし、捕獲数は必要最小限にとどめるものとする。 ・ニホンザルについては津南町に現れている群れは５群程度で、推定頭数がおよそ１８５～２５０頭とされている。集落における農作物被害が大きいことから、「新潟県ニホンザル管理計画」を踏まえ、加害群の数を低減させることを目標とし、野生動物の専門家の意見を聞きながら、箱わなおよび銃器による計画的な捕獲を行うとともに、加害群に対しては効果的な捕獲を行う。 ・イノシシ・ニホンジカについては、繁殖力が高く積極的な捕獲が必要とされるため、早い段階から高い捕獲圧をかけることとする。 ・カラスについては被害の中心となっている沖ノ原台地に羽数が集中しており、そこから被害が広がっていると考えられるため、実施隊による駆除や捕獲檻の設置による捕獲をしていく。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
ツキノワグマ	必要最小限の数	必要最小限の数	必要最小限の数
ニホンザル イノシシ ニホンジカ	対象地域：津南町 管理実施計画に基づく数の調整を目的とする捕獲許可の権限委譲を受ける		
カラス	対象地域：津南町 有害なものについて、年間100羽の捕獲を行う		

対象鳥獣	捕獲等の取組内容
ツキノワグマ	・わな、銃器等による捕獲。（上記による有害鳥獣捕獲のみ）
ニホンザル イノシシ カラス ニホンジカ	・わな、銃器等による捕獲。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシやニホンジカなど警戒心が強く足の速い獣種については、ライフル銃による予察を行いたい。　対象地域：津南町　実施予定時期：冬期間

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
津南町	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ 管理実施計画に基づく個体数調整を目的とする許可権限について、委譲済み ※有害捕獲を目的とする許可権限については委譲済み

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣		整備内容					
		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
ツキノワグマ イノシシ ニホンザル		・被害状況と作物作付状況を考慮し、スイートコーン、デントコーン、すいか圃場へ電気柵を設置し、被害を防止する。 ・電気柵の導入について農家への普及啓発を行っていく。 ・ツキノワグマ・イノシシ等に向けた３段柵、ニホンザルに向けた８段柵の電気柵について設置支援を年間20件程度実施予定。					
整備計画	項　目	面　積	延　長	面　積	延　長	面　積	延　長
	スイートコーン	―	―	―	―	―	―
	デントコーン	―	―	―	―	―	―
	すいか	―	―	―	―	―	―

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和５～７年度	ツキノワグマ	・対策協議会や研修会（電気柵管理、追上げ・追払い活動）等の開催 ・パンフレット等による被害防止の啓発 ・生息状況等の把握 ・出没時の注意喚起
	ニホンザル	・地域住民による追い払いの推進 ・対策協議会や研修会（電気柵管理、追上げ・追払い活動）等の開催 ・パンフレット等による被害防止の啓発 ・群の生息状況等の把握
	イノシシ	・対策協議会や研修会（電気柵管理、追上げ・追払い活動）等の開催 ・パンフレット等による被害防止の啓発
	カラス	・対策協議会や研修会（水糸・ネット管理、追上げ・追払い活動）等の開催

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和５～７年度	イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ニホンザル カラス	○有識者による住民に対する学習会の開催 有識者を招いて地域の住民に有害鳥獣被害の正しい情報を提供するとともに、住民の意識を啓発していく。合わせて集落診断等の取組を通じて、有害鳥獣対策としての電気柵、わな等について勉強する機会を設ける。 ○有害鳥獣を寄せ付けない取組 農作物被害を軽減するため、集落が中心となり放置果樹の撤去や森林整備として除間伐の実施など、集落に有害鳥獣を寄せ付けないための取組を行う。また、その取り組みを支援していく。ニホンザルについては、加害群度が高いようであれば、環境改善に努めることでニホンザルを寄せ付けないようにする。また、有効な手段として、電気柵の設置や集落単位での追い払いがあり、その周知に努める。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
・総務課（防災関係）	別紙:新潟県ツキノワグマ出没対応マニュアルの「連絡体系図」に準じる
・教育委員会（学校・保育園関係）	
・津南町猟友会	
・十日町警察署地域課	
・集落区長	
・十日町地域振興局、南魚沼地域振興局	

（２）緊急時の連絡体制

別紙：新潟県ツキノワグマ出没対応マニュアルの「連絡体系図」に準じる（巻末に記載）

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は現場の捕獲班長の責任において、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は適切な方法で埋設・焼却することにより適切に処理を行うものとする。 捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する方針」（平成７年総理府）告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。 また、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域での捕獲の場合は、非鉛製弾を使用するよう従事者に指導する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	ツキノワグマについては、放射性セシウムが検出されていることから、ニホンジカ・イノシシについては有害鳥獣としての捕獲数が一定でないことや処理施設がないことから、有効利用の目途が立たない状況である。
ペットフード	―
皮革	―
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等）	サルやカラスの肉は、食用としての利用に適しておらず、今後の捕獲数も一定でないことから、今後の捕獲数等の動向を見つつ有効利用を図るため、情報収集に努める。

（２）処理加工施設の取組

情報収集・情報提供に努める。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

情報収集・情報提供に努める。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）地域協議会に関する事項

地域協議会の名称	津南町鳥獣被害防止協議会
構成機関の名称	役割
十日町地域家畜指導診療所	捕獲鳥獣への麻酔、鳥獣に関する助言等
中魚沼NOSAIセンター	農作物等の被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発
津南町農業協同組合	
津南町森林組合	
津南町鳥獣被害対策協議会	
農家代表者	
津南町猟友会	有害鳥獣の捕獲、被害防止対策の普及啓発
津南町	協議会の総括等

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
十日町地域振興局 南魚沼地域振興局	人身被害防止に関する情報提供、農林産物の被害状況の把握や情報提供、被害防止対策の指導、管外機関との情報共有等
十日町警察署津南交番	人身被害を防止するための情報の把握
新潟県鳥獣保護管理員	保護区の管理及び狩猟者の指導
長岡技術科学大学	発信機の装着や鳥獣の生息調査への情報提供
NPO法人 新潟ワイルドライフリサーチ	GPS発信機を利用したツキノワグマの生息調査

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

津南町猟友会ならびに津南町役場、農協など関係機関の職員を鳥獣被害対策実施隊員として委嘱し、人身被害や農作物被害の懸念がある場合、または住宅地付近への大型鳥獣の出没があった時など緊急の場合に迅速な出動が図れるよう捕獲体制を整備する。被害対策実施隊の出動にあっては関係法令の遵守、狩猟事故の防止に努める。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町単独事業等によりわな猟、第一種銃猟免許等の免許取得支援により資格所持者を増員し、猟友会の活性化と捕獲体制の充実化を図る。

農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーなど有識者による鳥獣被害防止策の指導、並びに有害鳥獣関連情報の提供を受けることとする。

１０．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

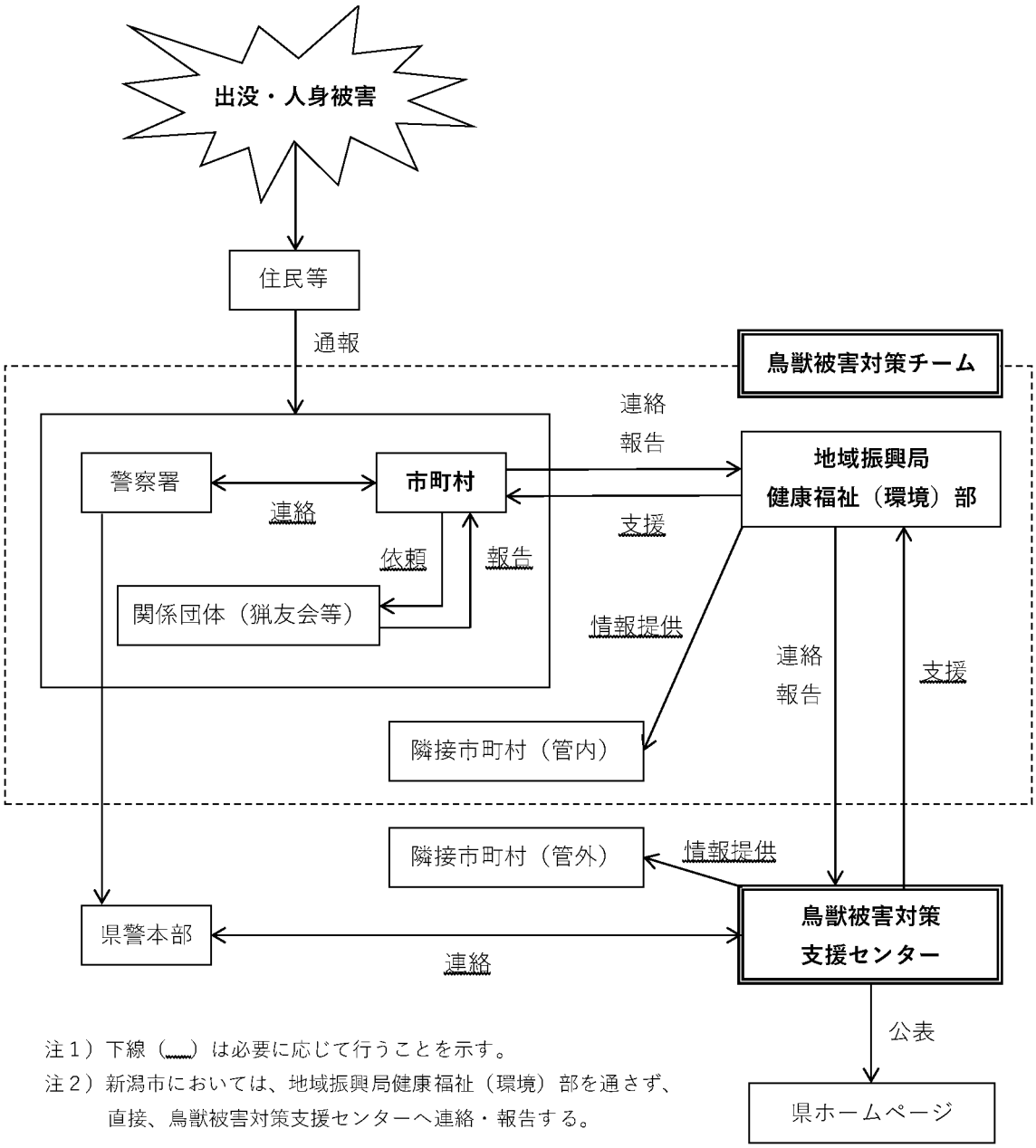
町は、津南町鳥獣被害防止協議会と連携し、共同で、被害防止策に関する情報交換会、現地研修などを開催する。

また専門家や国・県等の関係機関と連携し常に新しい鳥獣害情報を入手し、これまで確立された手法に加え、試験的な取組へも積極的に取り入れ、住民や農家が安心して生活・営農を図れるよう講じていく。

被害防止施策の計画・実施は、新潟県第１３次鳥獣保護管理事業計画、第三期新潟県ニホンザル管理計画、第三期新潟県ツキノワグマ管理計画、第三期新潟県イノシシ管理計画、第二期新潟県ニホンジカ管理計画等との整合を図る。

別紙　連絡体系図

（新潟県ツキノワグマ出没対応マニュアル　より抜粋）



注１）下線（＿＿）は必要に応じて行うことを示す。

注２）新潟市においては、地域振興局健康福祉（環境）部を通さず、
直接、鳥獣被害対策支援センターへ連絡・報告する。